

あなたの暮らしも危ない? 誰が得する? 生活保護基準 引き下げ

国は、2012年末の来年度予算編成に向けて生活保護基準を引き下げようとしています。

「生活保護なんて自分には関係ない」? そんなことはありません。あなたの生活にも、大きく影響します。

生活保護基準はわが国の「生存権保障水準」

引き下げは、さまざまな制度に影響します

えっ? 最低賃金が
上がらない
なるの?!

① 最低賃金が上がらない(下がるところも?)

地域別最低賃金<生活保護基準という「逆転現象」は、改正最低賃金法9条(2008年8月施行)により、最低賃金を引き上げて解消することになりました。しかし、生活保護基準が下がれば最低賃金の引き上げは抑制されます。地域によっては逆に下がるかもしれません。

② 生活保護基準を目安にして利用条件を設定している教育・福祉・介護施策が利用できなくなる。

〈全国〉
・就学援助 生活保護基準額の1.0~1.3倍以下。157万人の児童が利用
・生活福祉資金 生活保護基準額の1.8倍以下。3万1000世帯が利用
・介護保険利用料、保険料の減額 ・障害者自立支援利用料の減額
〈一部自治体〉
・地方税の減免 ・地方税滞納処分の禁止 ・公営住宅家賃減免
・国民健康保険料一部負担金の減免 ・自治体の公的貸付

③ 住民税の非課税基準が下がり、今まで無税だった人が課税される。 (現在、住民税非課税は3100万人)



④ 非課税だと安くすんでいた負担が増える。

- ・高額療養費自己負担限度額
(70歳未満)非課税: 上限35,400円⇒課税: 上限80,100円以上に
- ・保育料(国基準。自治体によって上乗せ援助あり)
非課税: 9,000円(3歳未満児)⇒課税: 19,500円…あとは税額によって保育料は上昇
- ・介護保険自己負担限度額
非課税: 上限24,600円⇒課税: 上限37,200円
- ・障害者・児のサービス
非課税: 負担なし⇒課税: 所得に応じ上限9,300円~37,200円など
※障害児・者では、非課税47.7万人(73.5%)が負担なしとなっている。
- ・難病患者の医療費
非課税: 負担なし⇒課税額により、2,250円(外来)から23,100円(入院)までの負担発生

生活保護の次には 社会保障全体がターゲットに



生活保護は最初の「生け贋」…
次に狙われるのは何?

2012年8月10日成立「社会保障制度改革推進法」

自立を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく

▶ 自己責任を強調

社会保障給付の重点化・制度運営の効率化により負担の増大を抑制

▶ 社会保障給付
全体の抑制を志向

2012年8月17日「平成25年度予算概算要求基準」

特に財政に大きな負担となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る。

最低ラインの引き下げ。
一度認めたら、なにもかも
引き下げられるかも



生きてい
けない…



「低所得世帯(下位10%)の消費水準との比較はダメ」は決着済み

政府は2007年末にも低所得世帯【第1十分位(下位10%)】の消費水準との比較による生活保護基準の引き下げを図りましたが、見送った経緯があります。

生活保護の捕捉率(利用資格のある人のうち現に利用している人の割合)は2~3割。「受給漏れ」が多数含まれる低所得世帯と比較すれば、生活保護基準額は下がる一方となります。

当時野党であった民主党を含む国民各層だけでなく、検討を委託した学識経験者からも反対の声が。

2007年12月5日 民主党「生活保護基準引き下げに反対する談話」

「貧困層の増加に合わせて、単純に生活保護基準を引下げることは、『負のスパイラル』による歯止めなき引下げを招きかねません。」

2007年12月11日 生活扶助基準に関する検討会委員会

「生活扶助基準に関する検討会報告書」が正しく読まれるために

「単身世帯の生活扶助基準額について検討する場合は、下位10%を比較基準とする」ことが適当であるかどうかは、「その消費支出が従来より相対的に低くなってしまうことに留意すべきである。」

「これまでの給付水準との比較も考慮する必要がある」と加筆されたのは、「『生活扶助基準額の引き下げについては慎重であるべき』との考えを意図し、全委員の総意により確認されたところである。」

消費水準(消費水準均衡方式)とは…

・中央社会福祉審議会が、生活保護受給世帯の消費水準を「一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準」であるとし、その均衡(格差)をそのまま維持せよと意見具申したのをうけて、昭和59年以降採用されてきた生活保護基準の検査方式。

・その際、検査の前提とされたのは、①平均的一般世帯、②低所得世帯(ここでいう低所得世帯とは第1五分位(下位20%)と第2五分位(下位40%)、③被保護世帯の3つの消費支出間の均衡に留意するということであり、第1十分位層の消費支出に生活扶助基準を合わせるといふものではなかった。